ギンポ）、プラギオトゥレムス・タペイノソマ（テンディクロスジギンポ）、プテロスンキロプス・モルリソニ（セソコテグリ）、ネオスユンキロプス・モエリ（ミヤケテグリ）、アナオラ・テンタクラタ（タンザクテグリ）、ゼブラソマ・スコパス（ゴマハギ）、ゼブラソマ・ヘパトゥス（ナンヨウハギ）、パラカンソマ・ボイエクトリ（キンセンハゼ）、アムブリュゴビウス・デクサトゥラ（サラサハゼ）、アムブリュゴビウス・ジュウモンジサラサハゼ）、ゴビオドン・オキナワエの一種（ホホベニサラサハゼ）、ゴビオドン属の一種（コバンハゼ）、ゴビオドン・ヘテロスピロス（イチモンジコバンハゼ）、トリソゴビウス属の一種（モエギハゼ）、プティリエラ・グリエシンゲリ（ホムラハゼ）、プティリエラ・コエルレア（ヒラウミタケハゼ）、プティリエラ・ボルデインギ（スケロクウミタケハゼ）、オドリハゼ）、スルブトウロシキュア・クラウセウィトゥズィ（オドリハゼ）、ナカモトイロワケハゼ）、ストノゴビオプス・ヤシャ（ヤシャハゼ）、ミュエルシノゴビオプス・ディナ（サラサハゼ）、アムブリュゴビウス・デクサトゥラ（キンセンハゼ）、アムブリュゴビウス・ヘパトゥス（ナンヨウハギ）、パラカンソマ・スコパス（ゴマハギ）、ゼブラソマ・ゼブラ（タンザクテグリ）、アナオラ・テンタクラタ（タンザクテグリ）、ネオスユンキロプス・モエリ（ミヤケテグリ）、プテロスンキロプス・モルリソニ（セソコテグリ）、ネオスユンキロプス・ドゥビウス（ニシキテグリ）、プテロスンキロプス・スプレンディクロスジギンポ）、プラギオトゥレムス・タペイノソマ（テンディクロスジギンポ）、プテレオトリス・グラミカ（スジクロユリハゼ）、プテレオトリス・エヴィデス（クロユリハゼ）、プテレオトリス・ドゥイ（サツキハゼ）、プラタクス・オルビクラリス（アカククリ）、プラタクス・テイラ（ツバメウオ）、プラタクス・ナンヨウツバメウオ）、ザンクフェルム（ヒレナガハギ）、オドヌス（ツノダシ）、ゼブラソマ・ヴェリフェルム・コルヌトゥス（ツノダシ）、ゼブラソマ・ニゲル（アカモンガラ）、プセウドバリステス・フスクス（イソモンガラ）、バリストイデス・コンスピキルム（モンガラカワハギ）、スフラメン・クリュソステルノン（ツマジロモンガラ）、スフラメン・ブルサ（ムラサメモンガラ）、バリスタプス・ウンドゥラトゥス（クマドリ）、リネカントゥス・アクレアトゥス（ムラサメモンガラ）、リネカントゥス・レクタングルス（タスキモンガラ）、クサンティクテュス・ヴェルコスス（クラカケモンガラ）、クサンティクテュス・アウロマルギナトゥス（ホシモンガラ）、オクスユモナカントゥス・ロンギロストゥリス（テングカワハギ）、ペルヴァゴル・メラノケファルス（ヌリワケカワハギ）、オストラキオン・メレアグリルス（クロハコフグ）、オストラキオン・クビクス（ミナミハコフグ）、カンティガステル・オケリキンクタ（クマドリキンチャクフグ）、カンティガステル・ヴァレンティニ（シマキンチャクフグ）、カンティガステル・アンテナリス（ハナキンチャクフグ）、カンティガステル・ヤオロガ（シボリキンチャクフグ）、カンティガステル・エビラムプラ（モンキキンチャクフグ）、カンティガステル・アムボイネンシス（ゴマフキンチャクフグ）、アロトロン・ニグロプンクタトゥス（コクテンフグ）

五　保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

施設の種類	位置
巡視歩道その他これに類する施設	沖縄県八重山郡竹富町字崎山及び字西表地先海面
標識その他これに類する施設	沖縄県八重山郡竹富町地内

○環境省告示第十一号

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十七条第一項の規定に基づき、崎山湾海域特別地区の区域を変更し、同条第二項の規定において準用する同法第十四条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この海域特別地区の区域を表示した図面は、環境省自然環境局自然環境計画課、那覇自然環境事務所、石垣自然保護官事務所及び西表自然保護官事務所に備え付けて供覧する。

平成二十七年二月十七日　　環境大臣　望月　義夫

一　名称

崎山湾・網取湾海域特別地区

二　区域

崎山湾・網取湾自然環境保全地域の全域

三　区域図（省略）

○環境省告示第十二号

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十七条第三項第五号の規定に基づき、平成二十二年十一月環境省告示第八十一号（自然環境保全法第二十七条第三項第五号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年二月十七日

環境大臣　望月　義夫